相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市栄町一二番地の五、最後の住所福島県福島市南町五七四番地

被相続人　亡　佐々　幸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

福島県福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号

相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市塚田一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　黒川萬七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

福島県郡山市細沼町二番九号オフィスインヨコタ二階

相続財産管理人　弁護士　吉津　健三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県潮来市上戸一二六〇番地、最後の住所千葉県市川市大野町四丁目二八七四番地二パナハイツ二〇三

被相続人　亡　荻　　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

事務所埼玉県川口市本町四丁目一番八号川口センタービル四階多田竜一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　多田　竜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市新町六〇番地、最後の住所京都府京都市伏見区深草向畑町九二番地の一ルネ藤ノ森三〇二号

被相続人　亡　長嶋　滋幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

事務所京都府京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一番地

相続財産管理人　弁護士　安保　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市栗山町一丁目一四四番地、最後の住所兵庫県尼崎市浜田町一丁目三四番地ベル立花三〇七号

被相続人　亡　大谷　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

兵庫県尼崎市水堂町三―四―一九朴木俊彦法律事務所　相続財産管理人　朴木　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市東町二丁目七番地、最後の住所兵庫県川西市小花二丁目二番八号

被相続人　亡　柴田　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

兵庫県川西市小戸二丁目六番一一号

相続財産管理人　河島　　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方郡美浜町五十谷六号一番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区御崎本町一丁目三番一〇―八〇八号市営御崎東住宅

被相続人　亡　武長　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

神戸市中央区多聞通三丁目二番九号　甲南スカイビル三階三〇一号室

相続財産管理人　弁護士　宮本　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市蔵王町一六一番地一二〇、最後の住所広島県福山市蔵王町一六一番地の一二〇

被相続人　亡　横山　公輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

岡山県倉敷市平田一五五番地一八六

相続財産管理人　目﨑　克二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美郡土佐山田町林田二七六番地四、最後の住所高知県香美郡土佐山田町林田二七六番ロ地

被相続人　亡　竹島　治美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

事務所高知県長岡郡本山町本山五三六番地一一　さくら司法書士事務所

相続財産管理人　大谷　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市宮町六五一番地、最後の住所福岡県飯塚市中一一七番地

被相続人　亡　波田カヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

福岡県飯塚市新飯塚六番六号

相続財産管理人　縄田　　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市七城町林原七六七番地、最後の住所熊本市大江四丁目九番一三号

被相続人　亡　田代　孝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

事務所熊本市江津一丁目三一―一三

相続財産管理人　司法書士　田中　千奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡具志頭村字具志頭二八三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　上地　タル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十五日

沖縄県那覇市古波蔵三丁目一九番八号

相続財産管理人　与那覇恵章

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社ＴＳＢキャピタル

代表者の氏名　代表取締役　福田　隆

本店の所在地　東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

二、登録年月日　平成四年九月二十一日

登録削除年月日　平成二十一年九月三十日

三、営業保証金の額　金十五万円

四、前項の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出すること。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三項の保証金は取戻される。

平成二十二年三月二十五日

東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

株式会社ＴＳＢキャピタル

代表取締役　福田　隆